

改正

平成23年9月26日条例第116号

令和3年12月24日条例第49号

令和3年12月24日条例第52号

川口市景観形成条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、市民及び事業者とともに良好な景観の形成のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることにより、本市の区域の景観の向上及び地域の特性を活かした良好な景観の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、法の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工作物 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項に規定するもの

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条第2項第2号に掲げる墓園を除く。）

ウ ア又はイに類する土地に定着する物であって、良好な景観の形成のために必要なものとして規則で定めるもの

(2) 土地所有者等 本市の区域内にある土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者が行う良好な景観の形成に関する取組みに配慮しつつ、先導的な役割を担うよう努めなければならない。

3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、地域の住民及び事業者による創意工夫を尊重するとともに、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努

めなければならない。

- 4 市は、適切な情報の提供等による良好な景観の形成に関する意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、自主的かつ積極的に身近な景観を良好にするよう努めるとともに、相互に協力して地域における良好な景観の形成を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たって、本市の良好な景観の形成に努めるとともに、事業活動を通じて地域における良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定等に係る委員会の意見の聴取)

第6条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画を策定し、又は変更しようとする場合において必要と認めるときは、川口市景観形成委員会（川口市景観形成委員会条例（平成19年条例第25号）の規定に基づき設置する川口市景観形成委員会をいう。以下「委員会」という。）の意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定による意見の聴取は、法第9条第2項の規定による川口市都市計画審議会（川口市都市計画審議会条例（昭和44年条例第45号）の規定に基づき設置する川口市都市計画審議会をいう。）の意見の聴取の前に行うものとする。

- 3 第1項の規定は、法第12条の規定による景観計画の策定又は変更の必要性の判断をする場合について準用する。

(届出に係る添付書類)

第7条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第4号の景観行政団体の条例で定める図書は、規則で定める。

(届出を要する行為)

第8条 法第16条第1項第4号の景観行政団体の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する行為とする。

- (1) 次のア及びイに該当する土地の全部又は一部を、新たに屋外における資材（川口市資材置場の設置等の規制に関する条例（令和3年条例第53号）第2条第3号に規定する資材をいう。

以下この条において同じ。)の堆積の用に供すること。

ア 資材の堆積の用に供する土地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域以外の区域にあること。

イ 資材の堆積の用に供する土地の面積が500平方メートル以上であること。

(2) 前号ア及びイに該当する土地の全部又は一部で資材の堆積を行っている場合において、堆積する資材の変更であって、規則で定めるもの

(3) 第1号アに該当する土地の全部又は一部で資材の堆積を行っている場合における当該土地の面積の変更であって、変更後の土地の面積が500平方メートル以上となるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1号ア及びイに該当する土地の全部又は一部で資材の堆積を行っている場合における規則で定める変更

2 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項その他規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。

3 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(変更に係る届出事項)

第9条 前条第1項各号に掲げる行為に係る事項の変更であって、法第16条第2項の規定による届出を要するものは、規則で定める。

(届出を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号の景観行政団体の条例で定める行為は、別表行為の種類の欄に掲げる区分に応じ、同表要件の欄に定める行為のいずれにも該当しない行為とする。

(届出に係る委員会の意見の聴取)

第11条 市長は、法第16条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出をした者に対する指導又は助言の要否その他の判断に際し必要と認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

(公表)

第12条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告(次項において「勧告」という。)を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、勧告を受けた者に、あらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。

(景観形成促進区域)

第13条 市長は、規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する区域を景観形成促進区域として指定することができる。

(1) 土地所有者等が1人で、又は数人が共同して、川口市景観計画（法第8条第1項の規定に基づき本市において定める景観計画をいう。以下同じ。）における新たな基準の策定その他の地域の特性に合った良好な景観の形成（以下この条において「新たな基準の策定等」という。）が必要であるとして申し出た区域

(2) 市長が川口市景観計画における新たな基準の策定等が必要であると認めて、規則で定めるところにより土地所有者等の同意を得た区域

2 市長は、前項の規定による景観形成促進区域の指定（以下この条において「指定」という。）をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 指定を受けた景観形成促進区域内の土地所有者等は、規則で定めるところにより団体を組織し、当該団体において当該景観形成促進区域における新たな基準の策定等に関する合意を形成するための検討を行うものとする。

4 市長は、前項の団体が行う同項の検討をするために必要な範囲内において、当該団体に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

5 市長は、指定をした景観形成促進区域について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を解除するものとする。

(1) 第3項の団体による新たな基準の策定等に関する合意を形成したことにより指定の目的を達成したとき。

(2) 第3項の団体による新たな基準の策定等に関する合意を形成できない等指定の目的を達成できないことが明らかになったとき。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(施行日前に開発許可を受けた開発行為等に係る特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市計画法第29条第1項の許可（以下「開発許可」という。）を受けた開発行為（同法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）

又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項若しくは第14条第1項の認可(以下「認可」という。)を受けた土地区画整理事業の施行として行う開発行為に係る別表3の項の規定の適用については、同項中「開発行為で」とあるのは、「施行日の前日において、開発許可を受けている開発行為又は認可を受けている土地区画整理事業の施行として行う開発行為以外の開発行為で」とする。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

3 編入前の鳩ヶ谷市の区域における法第8条に規定する景観計画及び法第16条に規定する届出については、鳩ヶ谷市の編入の日から当該区域について法第8条第1項の規定に基づき本市において定める景観計画が施行されるまでの間にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平成23年9月26日条例第116号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日条例第49号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日条例第52号)

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

項	行為の種類	要件
1	法第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等	(1) 次のア又はイのいずれかに該当する建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の過半の変更を伴う修繕、模様替若しくは色彩の変更 ア 高さ10メートルを超える建築物 イ 500平方メートル以上の敷地内における建築物
2	法第16条第1項第2号に規定する工作物の建設等	(1) 次のア又はイのいずれかに該当する工作物(屋外広告物を除く。)の新設、増築、改築若しくは移転又は外観の過半の変更を伴う修繕、模様替若しくは色彩の変更 ア 擁壁以外の工作物であつて、高さ又は長さが10メートルを超えるもの イ 高さが2メートルを超える擁壁

3	法第16条第1項第3号に掲げる 開発行為	(1) 開発行為であつて、次のアからウまでのいずれにも該当するもの ア 開発行為を行う区域の面積が3,000平方メートル以上であること。 イ 開発行為を行う区域内において地盤面に5メートルを超える高低差があること。 ウ 専ら自己の居住用の建築物以外の建築物の建築を伴うものであること。
---	-------------------------	---